

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則第42条に基づく競争入札に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和5年2月

公共工事の名称、場所、期間 及び種別	契約責任者の氏名並びにその所属する部局 の名称及び所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	法人番号	一般競争入札・ 指名競争入札の 別（総合評価の 実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 分	応札・応 募者数	
該当なし												

- 注： 1 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
2 契約金額欄の金額は税込みとする。
3 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則第42条に基づく随意契約に係る情報の公表（公共工事）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和5年2月

公共工事の名称、場所、期間 及び種別	契約責任者の氏名並びにその所属する部局の 名称及び所在地	契約を締 結した日	契約の相手方の商号又は名称 及び住所	法人番号	随意契約によること とした根拠規定及び 理由（企画競争又は 公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の 役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人 の区分	国認定、 都道府県 認定の区 分	応札・応 募者数	
該当なし													

注： 1 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
 2 契約金額欄の金額は税込みとする。
 3 「随意契約によることとした理由」は、具体的かつ詳細に記載する。
 4 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則第42条に基づく競争入札に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和5年2月

物品役務等の名称及び数量	契約責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	一般競争入札・指名競争入札の別（総合評価の実施）	予定価格	契約金額	落札率	公益法人の場合			備考
									公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
該当なし												

注： 1 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
2 契約金額欄の金額は税込みとする。
3 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。

独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構における契約に関する規則第42条に基づく随意契約に係る情報の公表（物品・役務等）
及び公益法人に対する支出の公表・点検の方針について（平成24年6月1日行政改革実行本部決定）に基づく情報の公開

令和5年2月

物品役務等の名称及び数量	契約責任者の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	契約を締結した日	契約の相手方の商号又は名称及び住所	法人番号	随意契約によることとした根拠規定及び理由（企画競争又は公募）	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国認定、都道府県認定の区分	応札・応募者数	
該当なし													

注： 1 公表対象契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価または予定調達総額を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約金額欄に単価を記載した場合には予定調達総額を記載する。
 2 契約金額欄の金額は税込みとする。
 3 「随意契約によることとした理由」は、具体的かつ詳細に記載する。
 4 公益法人の区分において、「公財」は、「公益財団法人」、「公社」は「公益社団法人」、「特財」は、「特例財団法人」、「特社」は「特例社団法人」をいう。